

こうぎん News Release

平成25年7月5日
株式会社 高知銀行
高知市堺町2番24号

各 位

「変額個人年金保険」新商品の取扱い開始について

高知銀行（頭取 森下勝彦）は、お客さまのさまざまな資金運用ニーズにお応えするために、下記の「変額個人年金保険」新商品の取扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 取扱開始日

平成25年7月10日（水）

2. 取扱商品

商品名	新・百花凛々 / （変額個人年金保険（08））
引受保険会社	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
主な特長	① ご契約の1年後から、一生涯の年金をお受取いただけます。 ② 運用成果により、年金額のステップアップが期待できます。 ③ 積立期間中は死亡保険金として払込保険料相当額（基本保険金額）の100%を最低保証いたします。年金支払期間中に被保険者が亡くなられた場合、既払年金累計額と死亡一時金を合算した金額（受取総額）において、払込保険料相当額（基本保険金額）の100%を最低保証いたします。 ※留意点は別紙をご覧ください。

なお、「新・百花凛々」の詳細につきましてはこちらでご確認ください。

http://www.ms-primary.com/products/shin_hyakka/

3. 取扱店舗

全店

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
高知銀行 営業企画部
担当：泉 TEL 088-871-1239

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■ 市場リスクについて

この保険は、払込みいただいた保険料を、投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動（増減）するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■ 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■ お客さまにご負担いただく費用について（この商品に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります）

● ご契約時にご負担いただく費用

契約初期費用として、一時払保険料の 3% を特別勘定への繰入前に一時払保険料から控除します。

● 特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用（積立金から控除します）

- ・ 保険関係費として、積立金額に対して年率 2.74% / 365 を乗じた金額を毎日控除します。
- ・ 資産運用関係費として、特別勘定の資産残高に対して年率 0.1575% 程度（消費税込） / 365 を乗じた金額を毎日控除します。なお、資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

● 一般勘定で運用する年金支払期間中にご負担いただく費用（遺族年金支払特約による年金支払期間中も含みます）

年金管理費として、年金額に対して 1% を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。

● 解約時・一部解約時にご負担いただく費用

契約日（増額部分については増額日）から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日（増額日）からの経過年数に応じて解約控除対象額（解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額）に解約控除率（3.4%～0.4%）を乗じた金額（解約控除額）が積立金額から差引かれます。

■ ご注意ください事項

- 運用実績によっては、年金額がステップアップしない場合があります。
- 保証金額付特別勘定終身年金の支払期間中に一部解約をした場合には、ステップアップ年金額は減額されます。
- 受取総額の保証率は課税前のものであり、課税後の受取総額はこの保証率を下回る場合があります。

※ 上記は商品の主な留意点を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。